明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件（総務二五二）　一
〔官庁報告〕
国家試験
平成二十八年度春期情報処理技術者試験合格者（経済産業省）　九
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、特定計量器型式承認、厚生年金基金解散・清算人就任関係　三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、旅行業者営業保証金の権利実行のための配当表関係　一
会社その他
会社決算公告　一

告示

○総務省告示第二百五十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七条第五号の規定に基づき、特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を次のように定め、平成二十八年七月一日から施行する。

なお、平成二十七年総務省告示第二百十五号（電波法施行規則第七条第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）は、平成二十八年六月三十日限り廃止する。

平成二十八年六月十三日

総務大臣　山本　早苗

周波数の範囲（注1）	使用可能地域	使用可能期間	等価等方輻射電力（注2）	備考
72.5MHzから72.66MHzまで	北海道総合通信局管内	平成33年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成33年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	近畿総合通信局管内	平成33年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	中国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	四国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	九州総合通信局管内	平成33年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
73.55MHzから73.65MHzまで	北海道総合通信局管内	平成33年6月30日まで	10W以下	
	東北総合通信局管内	平成33年6月30日まで	10W以下	
	北陸総合通信局管内	平成33年6月30日まで	10W以下	
	近畿総合通信局管内	平成33年6月30日まで	10W以下	
73.55MHzから73.75MHzまで	信越総合通信局管内	平成33年6月30日まで	10W以下	
	東海総合通信局管内	平成33年6月30日まで	10W以下	
	中国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	10W以下	
	四国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	10W以下	
	九州総合通信局管内	平成33年6月30日まで	10W以下	
142.48MHzから142.58MHzまで	信越総合通信局管内	平成33年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、5W以下に限る。
143MHzから143.21MHzまで	北海道総合通信局管内	平成33年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。
	東北総合通信局管内	平成33年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 福島県の区域を除く。
	信越総合通信局管内	平成33年6月30日まで	50W以下	陸上での使用に限る。 空中線電力は、5W以下に限る。